

札幌開発建設部管内 サービスレベル向上検討会 規約

(名 称)

第1条 この会は、「札幌開発建設部管内 サービスレベル向上検討会」（以下「本検討会」という。）という。

(目 的)

第2条 本検討会は、札幌開発建設部管内における道路のサービスレベルの向上や交通円滑化のため、ビッグデータ等の活用により、交通の円滑化に向けて課題が生じている箇所の交通課題の把握・分析を行い、交通安全に配慮し、サービスレベルの向上や交通円滑化に向けた対策の方向性の検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 本検討会は、第2条の目的を達成するために、次の事項について検討等を行う。

- (1) サービスレベルや現状の速度低下・渋滞状況に照らした交通課題
- (2) サービスレベル向上や交通円滑化のための対策の方向性
- (3) 対策案の妥当性
- (4) その他必要な事項

(構 成)

第4条 本検討会の構成員は、別紙の委員で構成する。

- 2 委員の追加・変更は、本検討会の承認を得るものとする。

(座 長)

第5条 本検討会に、座長（1名）を置く。

- 2 座長は、公平な立場にある専門的知識を有する学識経験者とする。
- 3 座長は、本検討会を代表し、運営・審議を統括する。
- 4 座長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 座長は必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(本検討会の運営)

第6条 本検討会は、座長が必要と認めた場合及び委員から要請があった場合に開催する。

- 2 座長は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(中立性)

第7条 構成員は、検討会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならぬ。

(守秘義務)

第8条 構成員及び関係者は、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 事務局は、北海道開発局札幌開発建設部都市圏道路計画課に置くものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うものとする。

附 則

1 この規約は、令和7年10月3日から施行する。

(別紙)

札幌開発建設部管内 サービスレベル向上検討会 構成員名簿

区分	所属等
学識者	北海道大学 大学院公共政策学連携研究部 教授 吉井 稔雄 (座長)
	北海道大学 大学院工学研究院 准教授 嶋 龍一
行政・ 関係機関	北海道警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐 (管制)
	北海道警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐 (規制第二)
	北海道開発局 札幌開発建設部 都市圏道路計画課長
事務局	北海道開発局 札幌開発建設部 都市圏道路計画課